

抹消天然記念物「葡萄櫨の原木」調査報告

一 問題の所在

ハゼノキ (*Toxicodendron succedaneum* L. Kuntze または *Rhus succedanea*) は、東南アジアから東アジアの温暖な地域に自生するウルシ科ウルシ属の落葉小高木である。ハゼノキは虫媒花、鳥媒花種子をもつ雌雄異株であり、その果実から和蠟燭や鬢付け油、咬合紙の原材料として利用される木蠟 (Japan Wax) が採取できる。日本列島では、江戸時代に琉球から九州に持ち込まれ、各地に広まっていったといわれている。

紀州 (和歌山県) には延享三年 (一七四六) に有田郡箕島 (現在の有田市) の田中善吉が薩摩 (現在の鹿児島県) から苗木を持ち帰ってから広まったとされる (日下部 一九三三)。櫨はどのような瘠地であつても良く繁茂し、労力を要しないこともあつて栽培地域が広がつていった。そして、櫨の実から蠟燭を製造する製蠟業が発達した。紀州においても蠟燭の販路は開けたが、収益が多くなるに従つて粗製濫造もおこなわれるようになり、「紀州蠟燭」の価値は一時低落していった。そのようなとき、野上谷 (現在の紀美野町) において、他よりやや葉の大きな天然に生じた櫨が発見され、「葡萄櫨」と名付けられた。その葡萄櫨から抽出された油は質が高く、通常の櫨の一・五倍の価格で売買され、全国に知られるようになった (野上町誌編さん委員会 一九八五)。

その後、明治から昭和初期にかけて、野上谷をはじめ、和歌山県北部では葡萄櫨の栽培が普及し、製蠟が盛んにおこなわれた。筆者らの聞き取り調査でも、紀美野町域では昭和中期ごろまで櫨栽培が盛んであつたことが分かつてい

三木明音・横田沙羽子・中村巴菜・鞍雄介・藤井弘章

る (藤井 二〇一九b)。昭和九年 (一九三四) 九月四日には、志賀野村 (現在の紀美野町) 松瀬にある葡萄櫨の古木が、原木であるとして和歌山県の天然記念物に指定された⁽¹⁾。昭和初期は、櫨栽培がまだ盛んにおこなわれていた時期である。ところが、戦後は和蠟燭の需要が低下し、紀美野町における櫨栽培も衰退していった。

葡萄櫨の原木は昭和三〇年 (一九五五) ごろまでは確実に現存し、県指定の天然記念物に指定されていたが、昭和三十三年 (一九五八) 四月一日に指定が解除されている⁽²⁾。その後、昭和六〇年 (一九八五) に発行された『野上町誌』下巻によると「現在枯死してその跡方もない」とされている (野上町誌編さん委員会 一九八五)。

しかしながら、筆者らの聞き取り調査において、葡萄櫨の原木は生きている、という情報を得た。そこで、文献調査、写真鑑定などをあわせておこなうことで、枯死したとされていた葡萄櫨の原木について検証をおこなうことにした。

二 原木発見の経緯

今回の調査は以下の経緯で始まった。藤井弘章が紀美野町でおこなっていた民俗調査 (近畿大学の民俗学実習など) において、志賀野地区に現在でも櫨の実を採取する古老 (七良浴正氏^{しちりょうしょうせい}) がいることを把握し、平成二六年 (二〇一四) 九月一日、藤井と鞍雄介が七良浴氏から聞き取り調査をおこなった。そ

の後、平成二十七年（二〇一五）一月一八日など複数回にわたって、鞍はりら創造芸術高等学校の地域デザインの授業において、七良浴氏の櫨採取の様子を動画などで撮影をおこなった。

調査の過程で、七良浴氏が採取した櫨を加工する製蠟所が和歌山県海南市にあることを知り、平成二十八年（二〇一六）一月二九日、りらの地域デザイン授業として吉田製蠟所にて聞き取りをおこなった。たまたま訪問していた京都の和蠟燭職人田川氏（中村ロソク）も同席し、生産の現場から消費の現場までの聞き取りを得ることができた。また、葡萄櫨の資料を提供いただき、『野上町誌』『野上町誌編さん委員会 一九八五』のコピーを手に入れ、かつて紀美野町に天然記念物「葡萄櫨の原木」が存在していたことがわかった。

平成二十九年（二〇一七）一月、地域デザインの特別授業として、県女性林研により「林業を知る」を実施した。その際、紀美野町在住の方に「葡萄櫨の原木」について知っていることがないか確認した。志賀野地区松瀬の湯谷絹子氏（昭和三年生まれ）から、葡萄櫨の原木は残っている、との情報を得た。その後、絹子氏と夫の湯谷晏幸氏（昭和一五年生まれ）には、何度も聞き取りをおこなった。湯谷夫妻の語りをまとめると以下のようになる。晏幸氏は松瀬出身、絹子氏は他町から嫁いで来られた方である。

- ・葡萄櫨の原木は松瀬にある。ずっと知っている。
- ・晏幸氏は子どものころ、三角の屋根のついた天然記念物と書かれた看板を見た。
- ・絹子氏が四八年ぐらい前に嫁いできたとき、家族全員で畑に行ったときに、作業の合間に教えてもらい、原木を見た。今とあまり変わらない感じの状態だった。そのときには、看板はすでになかった。
- ・原木がなくなったというのは関心がなかった。りらの高校生たちが来るま

では注目もしていなかった。

- ・棕櫚みたいに、蠟燭もすたれていったんや、と思っていた。

平成二十九年（二〇一七）二月三日、湯谷氏同行のもと、地域デザインの授業で志賀野地区松瀬の山林に入り、原木の調査を実施した。付近は竹と棕櫚の造林になっており、もう何年も手入れされていない状態であったが、葡萄櫨のような形状の実がなっている櫨の大きさを確認することができた。

三 文献調査

平成二十九年（二〇一七）八月、教材研究として鞍が文献調査をおこない、和歌山県立図書館において、『和歌山県農事調査書』『和歌山県内務部 一八九三』、『葡萄櫨の起源』（『木の国山林時報』九三）（日下部 一九三三）、『和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』（和歌山県 一九三四）などの文献を閲覧し、こうした文献に葡萄櫨の原木に関する記述があることを確認した。

平成二十九年九月、地域デザインの授業において文献の精読を行ったところ、これらの文献には、『野上町誌』『野上町誌編さん委員会 一九八五』よりもさらに詳しい葡萄櫨原木に関する記述がみられた。三つの文献ともに、葡萄櫨原木の発見の経緯について詳しく書いている。また、『和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』一三には、原木の所在地の住所が記載されており、写真も掲載されていた。

まず、『和歌山県史蹟天然記念物調査報告書』記載の原木所在地の住所が、湯谷氏が原木であると教えてくれた樹木の所在地と一致することを確認した。湯谷氏からの聞き取り内容と、『和歌山県史蹟天然記念物調査報告書』記載の住所によって、湯谷氏から教えてもらった櫨の古木が、かつて天然記念物であった葡萄櫨の原木である可能性が高まった。



写真1 昭和8年ごろの葡萄櫨の原木



写真2 現在の葡萄櫨 (2017年撮影)

四 写真鑑定と現地調査

次に、『和歌山県史跡天然記念物調査報告書』に掲載されている原木の写真と、湯谷氏が原木であると教えてくれた樹木との比較をおこなうことにした。

写真1は『和歌山県史跡名勝天然記念物調査会報告』に掲載された昭和八年(一九三三)ごろの写真であり、写真2は平成二九年(二〇一七)に筆者らが撮影した原木と考えられる樹木の写真である。撮影した角度に違いがあるが近似している。しかし、黄色の丸で囲んだ部分が大きく違い、大きな枝が消えている。

平成二九年九月、折れたはずの枝を探し現地調査を実施した。予想していた場所に枝跡を確認することができた。下図中のそれぞれの数値は、そのとき実

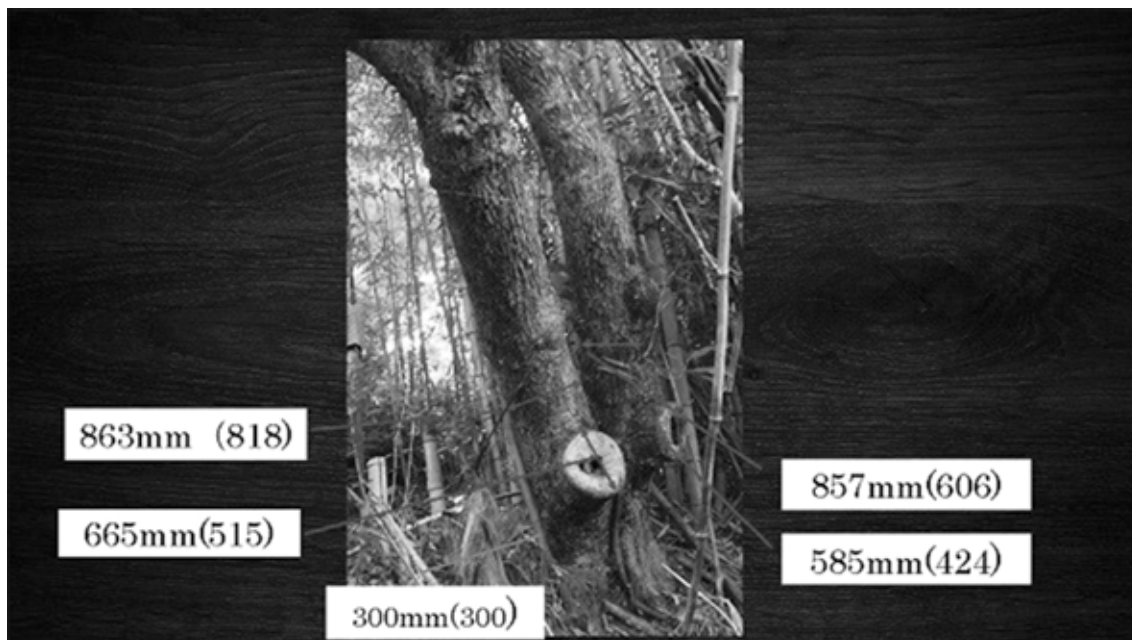


図1 実測データ

測したものである。

()の中の数字は、『和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』にある数値を該当箇所に推測して当てはめたものである。ここから報告時よりも三〇%成長していることが分かる。ただし、分岐までの高さだけが三〇〇mmで変化していない。樹木の生長を考えるとこの位置は変わらないはずであるため、自然なことであるということができる。

以上のように、写真鑑定からも、松瀬山林に残る櫨の古木が、葡萄櫨の原木であったと推測された。

五 原木発見者の問題

『和歌山県農事調査書』(和歌山県内務部 一八九三)、「葡萄櫨の起源」(『木の国山林時報』九三)(日下部 一九三三)、『和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』(和歌山県 一九三四)には、それぞれ葡萄櫨の原木に関する詳しい記述がみられる。重複している部分を除いて該当箇所を資料編として掲載した。りらの地域デザインの授業を通じて、筆者らが注目したのは、これら三つの文献および、『野上町誌』では、葡萄櫨の原木の発見者に関する記述に差異がみられる、という点である。

明治二六年(一八九三)に発行され、筆者らの調査したなかで、葡萄櫨に関する最古の文献である『和歌山県農事調査書』には、葡萄櫨の原木発見者は樋下村(現在の紀美野町下神野地区)の大西健之助であり、大西と神野市場村(現在の紀美野町下神野地区)の森田忠兵衛がこの櫨の普及に尽力した、と書かれている。また、『野上町誌』下巻では『和歌山県農事調査書』の内容と同様に、嘉永五年(一八五二)に樋下村の大西健之助が自分の山畑において葡萄櫨を発見した、と記され、「それが何年に、どのような理由で指定されたか、

詳しく判らない。前述のようにブドウ櫨は全国に普及するにつれて、穂木の需要が盛んになり、原木としての価値が上り、加えて樹齢が古いという理由から指定されたものと思われる。」と記載されている(下巻P二〇九)。樋下と松瀬は直線距離でいうと二kmほど離れている。これらの文献によると、天然記念物に指定された葡萄櫨の原木よりも古い原木が別の地区にあった、というようにも解釈することもできる。

一方、天然記念物登録直前の昭和八年(一九三三)に発行された『木の国山林時報』九三では、『和歌山県農事調査書』にも触れたうえで、地域のご老や大西家次男の坂口光之助、吉瀬家長女への聞き取りを行い、「地方のご老の言を統合すれば明らかにしてやはり吉瀬家の所有地に未生せるものより取りたるものなし」(日下部 一九三三)としている。つまり、葡萄櫨の原木は松瀬村にあり、その地の吉瀬勇三が発見者であると記されているのである。

そして、昭和九年(一九三四)に発行された『和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』は、前年に出された『木の国山林時報』九三を引用する形で、葡萄櫨は天保年間に吉瀬家の山林に自生したのが原木であり、嘉永五年に樋下村の大西健之助が葡萄櫨に着目し、松瀬村の吉瀬勇三から枝をもらい、初めて接木を行った、と結論づけており、天然記念物に指定したとしている。

以上のことを総合すると以下のようなことが考えられる。①樋下の大西健之助や神野市場の森田忠兵衛は櫨の栽培・普及に熱心であり、収量の多い葡萄櫨を見出してこれを広めることに尽力した。②ただし、実生の葡萄櫨が存在したのは松瀬の山林であった。③松瀬の葡萄櫨を見出したのは近くに住む吉瀬勇三であった。④大西健之助の家はもともと松瀬であったため、葡萄櫨のことを知り、広めていった。⑤松瀬の葡萄櫨は昭和初期に天然記念物となり、指定は解除されているものの現在も同地に残っている。

つまり、明治時代の『和歌山県農事調査書』では、葡萄櫨を広めた人物が注目されていたが、昭和初期の天然記念物指定直前の文献では、現地での聞き取り調査などもふまえて詳細な記述がなされ、松瀬の吉瀬勇三のことにも触れている、ということが考えられる。そして、昭和後期には、櫨の栽培は衰退していたため、『野上町誌』では、明治時代の文献をもとにして簡潔な記述がされた、ということが想定される。

六 まとめと今後の課題

江戸時代から昭和初期まで、紀州（和歌山県）北部では、櫨栽培および櫨の実を加工した蝋燭製造がおこなわれていた。とくに、現在の紀美野町は櫨栽培の中心地となっていた。紀美野町志賀野地区松瀬の山林では、江戸末期に実が大きい葡萄櫨が見出された。その原木は、昭和九年に天然記念物に指定された。しかし、昭和中期以降、櫨栽培が衰退するとともに、原木の存在も忘れられていき、筆者らが調査を開始するまでは枯死したと考えられていた。ところが、地域での聞き取り調査、文献調査、写真鑑定などをおこなうことで、葡萄櫨の原木は松瀬の山林に生きていることが分かったのである。

『和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』は「これが光輝ある葡萄櫨の原木かと、見に来た人々を寂しい思いにさせている」（筆者らによる現代語）としめくくられている。本稿で推定したように、松瀬の山林に残る古木が葡萄櫨が原木であるとすれば、国内で優良櫨の原木が残るのはこの一本だけある。陽樹である櫨は、昔から里山で行われてきたように、人間の手で管理しなければ、竹や陰樹等に負けて枯れる可能性が高い。私たちは、この木がもつ歴史的価値を考えると天然記念物あるいは文化遺産として守られる価値が十分にあると考えている。

今後、地権者等が天然記念物再指定をするためには、科学的調査などもおこなう必要がある⁴⁾。また、地域の文化を学ぶりらの授業では、今後、継続して以下の三点を調査することによって、発見した木が原木であることを証明したいと考えている⁵⁾。

① 樹齢の年輪錐による測定

② 『和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』の写真と現状の照合

③ 根と枝のDNAの比較

紀美野町は葡萄櫨の原木が発見された場所であり、昭和中期までは櫨栽培も盛んであった。しかし、洋蝋燭の流入と照明の電氣化によって木蝋の需要が急減したため、櫨を生産・収穫する農家は和歌山県では現在、数軒のみとなっている。さらに後継者不在と高齢化によって存続が危ぶまれている状態である。

しかしながら、現在においても和蝋燭の原料としての櫨の需要がなくなったわけではない。京都の和蝋燭職人田川広一氏は、「和蝋燭は燃焼温度が低く洋蝋燭に比べるとオレンジに近い色で燃えます。京都の風物詩でもある芸子さんや舞子さんが使う白粉は、この灯りの下でこそ本来の色を見せます。」と語る。

また、植物由来一〇〇%の和蝋燭は、パラフィンを主成分とした洋蝋燭と違い、壁や天井を汚す油の発生が少なく、発生する煤も容易に落とすことが可能である。そのため、国宝の天井画など、貴重な文化財に囲まれた場所での法要などに使用される際には、なくてはならない存在でもある。

さらに、葡萄櫨は他の櫨から精製される木蝋より融点が高いため、仕上げ工程である「上掛け」に使用することの出来る優良品種とされている。葡萄櫨を上掛けに使った和蝋燭は、蝋燭特有の「垂れ」がおこりにくいばかりか、他の

品種では難しい、美しい白さも見せるため高い品質の製品となるといふ。

私たちは、今後も紀美野町の葡萄櫨を見守り続け、その魅力を発信していきたいと考えている。

(注)

- (1) 「和歌山県告示第三六〇号」(昭和九年九月四日発行の『和歌山県報第一〇四号』掲載)による。
- (2) 昭和三十二年(一九五八)の和歌山県文化財保護条例制定時に、附則として経過規定が設けられ、昭和三十三年(一九五八)三月三十一日までは指定文化財とみなされていた。しかし、「葡萄櫨ノ原木」については再指定の申請がなかったため、同年四月一日に指定が自動解除された。
- (3) この聞き取り内容は、「藤井 二〇一九b」に掲載している。
- (4) 和歌山県立向陽高等学校の生徒によって遺伝子分析が試みられている。その成果は、最近、「神山ほか 二〇一九」として発表されている。
- (5) 平成二十九年(二〇一七)十二月二〇日時点での課題であり、その後、調査は進展している。

(引用・参考文献)

- 有園重 一九三七 「櫨の栽培と木蠹について」『木の国山林時報』一三九
- 佐藤銀五郎・藪部一郎・宮田長次郎・宮田重明・寺尾辰之助・徳川宗敬・伊吹哲夫・渡辺全・川添孝蔵・依田貞種・村山喜一郎・内海一雄・福谷芳三郎・大谷鉄次郎・三村鐘三郎・三浦伊八郎・白澤保美・平岡梓・館野英 一九三二
- 二 「特別樹種栽培奨励座談会 第一回 其一 木蠹の用途と櫨の栽培」『木

の国山林時報』八一

神山なずな・宮本遥香・森川莉瑚・小堀良太・合志綾乃 二〇一九 「天然記念物の再指定を目指して〜ブドウハゼの原木調査〜」『平成二十九年指定スーパーサイエンスハイスクール第2年次 課題研究論文集』和歌山県立向陽高等学校

- 日下部生 一九三三 「葡萄の櫨起源」『木の国山林時報』九三
- 中里技手 一九三一 「葡萄櫨の栽培」『木の国山林時報』七七
- 野上町誌編さん委員会編 一九八五 『野上町誌 下』野上町
- 藤井弘章 二〇一九b 「和歌山県における櫨の民俗 ―紀美野町の栽培・採取を中心に―」『民俗文化』三一
- 矢野真由美 二〇一五 『櫨の道』松山櫨復活委員会
- 和歌山県編 一九三四 『和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』一三
- 和歌山県(同編 一九七四) 『和歌山県文化財調査報告書 五 和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告書第一三一―一五輯』歴史図書社 収録)
- 和歌山県内務部編 一八九三 『和歌山県農事調査書』下 和歌山県内務部(同編 一九六三) 『明治文献研究シリーズ 二 和歌山県農事調査書下』明治文献研究会 収録)
- 和歌山県山林会 一九三二 「櫨」『木の国山林時報』八七

(付記)

本稿は、りら創造芸術高等学校の地域デザインの授業における調査・活動をもとに、りらの生徒たちがまとめ、授業担当者である鞍雄介がとりまとめたものが元となっており、その原稿を藤井弘章(近畿大学)が加筆・修正して整えたものである。調査には地元の方々や和歌山県海草振興局農林水産振興部林務

課をはじめ、和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課などの協力を得た。お世話になったすべての方々に感謝いたします。

〈資料編〉

①『和歌山県農事調査書』下 p38-40.

一 沿革

櫨

当県櫨実及製蠟ノ名声夙二世ニ高ク県内物産中重要ノ位置ヲ占ムルハ皆人ノ知ル所今栽培等ノ起原ヲ尋ヌルニ今ヲ距ル凡百五十年前有田郡箕嶋村 今ハ宮崎村ニ属ス 二田中善吉ト云フモノアリ資性淳厚世々農ヲ業トシ傍ラ各地ニ航行シ兼テ商ヲ営ミシカ就中種芸ニ心ヲ傾ケ興産ノ志最モ厚カリシカハ元文元年藩庁ハ同人ニ命ヲ下シ九州ニ航シ甘蔗苗ヲ要メシム善吉命ヲ奉シ直ニ同地ニ航セシカ到ル処櫨樹ヲ栽培シ其利益ヲ収ムルコト多キヲ見聞シ心窃ニ喜ンテ以為ク此地我紀州ト氣候大差ナシ之ヲ移植セハ必ラス能ク繁茂シ我國産ヲ増殖スルコト疑ナカルヘシト因テ薩摩ノ國ニ於テ良種若干ヲ選択シ携帶帰国シ村内宇赤岩ナル地ヲ選ヒ之ニ試植シ刻苦培養敢テ怠ラサリシカ樹々年ヲ遂テ繁茂シ子実ヲ結フコト亦多カリケレハ且搾リ且晒シ其品質ヲ検スルニ頗ル善良ニシテ能ク我地ニ適スルヲ確認シ益繁殖シ大ニ国産ヲ開発センコトヲ企図シ状ヲ具シ藩主ニ請フ所アリシニ大ニ嘉納セラレ延享二丑年以來村内産出スル所ノ櫨実或苗木ヲ國中各所ニ配付シ自カラ東西ニ奔走シ其勞苦ヲ厭ハサル而已ナラス栽培及製蠟ノ法ヲ伝ヘ毫モ吝ム所ナク勸奨懇切至ラサル所無カリシモ人或ハ其利益ナキヲ疑ヒ強抗之ヲ拒ミ敢テ栽植スルコトヲ欲セサル而已ナラス或ハ障害ヲ試ミ窃リニ其蕃殖ヲ妨ケシモノアリシモ善吉毫モ怒ラス愈々懇切ニ誘導ヲ事トシ一日モ懈ル所無カリケレハ数年ノ后皆善吉ノ懇諭ニ服シ漸ク栽培ヲ試ミルニ至リ

漸ク善吉ノ素望ヲ達スヘキ端緒ヲ開クニ至レリ

抑モ該樹ハ山岸水畔林麓堤披所トシテ適セサルノ地ナク礪礪礪ノ地ト雖モ尚能ク繁殖シ敢テ肥沃ノ田圃ヲ要スルニアラス又接木ニ敢テ良砧ヲ選マス栽培容易ニシテ収利多ク他樹ノ能ク及フ所ニ非ラサレハ前日ノ迷雾一朝ニ飛散シ各地争フテ栽培ニ従事スルコトナリタレハ忽チ国内ニ普及シ數百ノ村落櫨樹ヲ見サルノ地ナキニ至リ製蠟者又各地ニ興リ国益大ニ開クルニ至レリ爰ニ至リ善吉ノ素志全ク成レリ其功勞実ニ重且大ナリシ爾來其製ノ業ヲ開カント欲スルモノハ先ツ願書ヲ善吉ノ手許ニ致シ同人ノ副申ニ依リテ藩庁之カ許否ヲ為セシト蓋シ善吉ノ功ヲ重シタルニ依ルト云フ是レ本県櫨栽培ノ濫觴ナリトス

善吉元禄七年ニ生レ明和四年寿ヲ以終焉享年七十有三后年皆同人ノ功德ヲ追慕シ地人相議シ相謀リ安永八年有田郡藤並村大顔神社境内ニ祠宇ヲ建テ又箕島村築地神社ニ其靈ヲ合祀シ共ニ田中神社ト称ヘ今尚歲時礼祀シ以テ報本ノ意ヲ表セリト云フ又子孫相繼テ能ク善吉ノ遺志ヲ絶タス常ニ殖産ニ意ヲ傾ケ怠ルコトナカリシカ明治十七年十月政府善吉ノ功績ヲ追賞シ其裔田中善之助ニ金五捨円ヲ賞賜シ閭閻ニ表彰セラル人皆之ヲ榮トセリ

延享三年ノ頃田辺治下ニオイテモ京都ノ人大黒平左衛門策ヲ建テ藩主ニ請フ所アリテ大ニ櫨樹栽培ニ心ヲ用ユル者起リ数年ナラスシテ提塘山麓到ル処櫨樹ノ繁茂ヲ見ルニ到レリト云フ(延享三年ハ田中善吉カ初メテ櫨苗ヲ移植シ国内繁殖ニ着手シタル后五年ナリシヲ以テ善吉カ勸奨ニ起因シタルモノナラン)

初善吉ガ熱心ト藩庁ノ保護トニ依リ櫨ヲ栽培ハ逐年蕃殖ノ一途ニ傾キ蠟燭ノ販路益々開ケ収利愈々多キヲ加フルニ随ヒ弊害亦茲ニ起リ粗製濫造ノ声聞東ニ喧シク声価頓ニ低落シ需用大ニ減縮シ嘉永安政ノ頃ハ殆ント廢絶ノ姿トナリ頗ル櫨実ノ価格ニ影響シ栽培者大ニ顧慮ノ傾アリ而シテ維新前后ニ至リ藩札一■動ト大坂金相場ノ乱高下ニテ上方取引ノ他ノ商業者ハ皆失敗非常ノ損害ヲ被リシ

力独り製蠟者八渾テ江戸送りナルヲ以テ金相場ニ高下ナク即金壹両六十匁ナリシ(当時大坂相場ハ時々變動アリタルモ大体ハ凡三百五十匁内外ナリ)故ニ六金ニテ物品ヲ仕切正金ヲ入手セシヨリ非常ノ利益ヲ得再ヒ製蠟ノ盛運ニ向ヒ櫨美ノ価亦隨テ騰貴セシカ爾來頻年販路ヲ減縮シ明治七八年以降再ヒ衰頹ノ慘況ニ陥リタリ其原因一二ニ止マラサルヘシト雖モ今其二三ヲ挙レハ第一濫製ノ弊害第二■蠟燭備用ノ多キヲ加ヘタルコト第三鬢付油需用ノ減少(結髪ノ廢絶ニ因ル)等ハ其最モ重ナルモノニシテ当時製蠟者ハ挙テ廢業ニ歸スルノ勢トハナレリ然レ共又數年ナラスシテ晒蠟ノ外國輸出ノ路開ケシ以來稍ヤ氣配ヲ挽回シ目下旧時ノ盛況ニ復セスト雖モ漸ク命脈ヲ維持シ全ク廢絶ノ衰況ヲ見サルニ至レリ

茲ニ又一種葡萄櫨ト称スルモノアリ頗ル良種ニシテ近年專ラ該種ニ改良スルコトヲ強メリ

抑葡萄櫨ナル名ハ其実粒大ニシテ光沢アリ形状恰カモ葡萄ニ類セルヲ以テ此名アリト云フ其濫觴スル処ヲ尋ヌルニ今ヲ距ル三十六年前嘉永五子年那賀郡野上樋下村 今ハ下神野村ニ屬ス 二大西健之助ナルモノアリ同人ノ所有山畑ニ於テ普通櫨樹ニ異ナリテ葉ノ稍大ナル一種天然ニ生シタルモノヲ發見シ之ヲ奇トシ試ニ自カラ之ヲ培養セシニ五年ノ后安政三辰年初メテ五房ノ実ヲ結ヒケルカ其房長ク子実最大キク登熟ノ季節ニ及ヘハ外皮ハ薄黒色ヲ帯ヒテ白粉ヲ付着シ極メテ美麗ナルヲ見テ茲ニ奇異ノ思ヲ興シ爾來培養怠ラサリシカ年々豊熟ニ雌雄ナク歳々收穫ヲ増加セシト雖モ僅カニ一樹ノ結実油脂ノ多寡品質ノ良否ヲ試験スルニ由シナク空シク歲月ヲ経過セシカ同郡神野市場村 今ハ下神野ニ屬ス 二森田忠兵衛ナルモノア常ニ農事ニ志厚キモノナリケレハ此事ヲ聞キ該樹ノ栽培及蠟分ノ多寡ト品質ノ良否トヲ試ミントシ去ル万延元申年所有山凡三反歩ヲ開墾シ文久元酉年は二台苗二百有余本ヲ植付ケ同三亥年大西健之助ニ図リ該樹ノ枝ヲ要トシテ漸次接木セシカ三年ノ后慶応元丑年初メテ実ヲ結ヒ翌寅年ノ收穫

漸ク八貫目ヲ得タリシカ其形状恰カモ葡萄ニ類似セシテ以テ兩人等相謀リ之ニ葡萄櫨ノ名称ヲ命シタリト云フ

爾來培養ニ力ヲ尽シ慶応三年拾五貫目明治元年三拾貫目明治五年二百五拾貫目明治十年ニハ終ニ五百貫目ノ多キヲ得ルニ至リシカハ茲ニ至リ忠兵衛等蠟油ノ搾取ヲ試ミケルニ子実拾貫目ニ付製蠟二貫七百目乃至二貫九百目ノ多キアリ加フルニ該蠟ハ白色ニシテ少シク青色ヲ帯ヒ光沢極メテ美麗ニシテ普通ノ蠟ニ超絶スルコト非常ナリケレハ之ヲ備ニ試ミシニ普通ノ種類ヨリ一倍余ノ貴備ヲ見ルニ至リシカハ甲聞キ乙ニ伝ヘ此種ノ貴重ナルコト忽チ近隣ノ普ク知シ所トハナリキ而シテ明治某年那賀郡某力有田郡市場村川島平右衛門ノ父某ニ二本ノ苗木ヲ分与セシカ同郡箕島村中善吉ノ裔善之助ノ父善左衛門ナルモノ明治十二年平右衛門ノ父某ニ而セシトキ談マ該櫨樹ノコトニ及ヒ其一本ヲ分与スルニ至リシカハ善右衛門殊ニ注意栽培怠ラサリシカ其結実スルニ及ヒ形状等聞ク所ニ異ナラス意外ノ良種ヲ得タルヲ喜ヒ大ニ之ヲ蕃殖ヲ図リ其子実及製蠟ヲ大日本農會第四回農産品評會ニ出品セシニ本會ハ之ヲ優等トシ會頭ヨリ三等賞ヲ善左衛門ニ下付スルニ至リシカ之ヨリ葡萄櫨ノ名声忽チ全国ニ博シ賞賛極リナク隨テ其種苗ヲ要望スルモノ愈々急ニ益々切ナリシモ如何セン該種ノ發見尚淺ク県内元産地ニ於ケルモ僅々其種苗ノ蕃殖ニ着手セル迄ニテ未ダ博ク之ヲ販売スルニ由ナク往々之ヲ謝絶スルコトナリシカ之ヨリ各地種苗ノ蕃殖ニ從事スル者続々輩出シ毎年他ニ輸出スルモノ數万本ノ多キニ至レリ殊ニ九州又ハ四國地方ヨリ苗木ヲ要望スルモノ益多クシテ那賀有田名草ノ各郡産苗ヲ以テスラ其需用ニ供給スルニ足ラサリケレハ此間ニ忽チ奸商ノ起ルアリ巧ニ世人ヲ欺騙シ惡種ノ苗ヲ輸出シ奇利ヲ貪ルニ至リ今尚之ヲ弊害ヲ除クヲ得サル有様トハナリキ(俗ニ鬼櫨ト称スル一種惡性自然生ノ櫨アリ其樹其実トモニ葡萄櫨ニ類似シ其道ノモノニアリテモ容易ニ之ヲ識別スルニ難シト云フ)如斯有様ナリケレハ毎年枝ヲ伐リ接木用ニ供

シ只苗木ヲ得ルニ汲々トシテ未ダ多ク子実ヲ收ムルノ暇ナク只有田郡ニオイテ年々一万五六千貫ノ子実ヲ産出スルニ止マレリ

②『木の国山林時報』九三 p22-25.

葡萄の櫨起源 日下部生

県下の櫨栽培はその産額栽培面積共に本場九州諸県に比すべくも非ざるも延享三年九州より田中善吉翁により櫨樹の移入せられし以来、同翁初め万民之が増殖に力竭すもの多く藩庁においても保護奨励に努めたる結果、その盛衰ありたりと雖も概して増殖普及の一途にありて藩政末期には此処に述ぶる葡萄櫨も発見され明治二十年前後に至りては県下の大部分の櫨樹は漸次に本種に改良せらる、明治三十七年において櫨実四四一、二二〇貫の産額を示せり

近年世の変遷によりて櫨樹の栽培不振となり新規植栽するもの少なきは勿論次第に伐除せられ櫨桶畑等に改善せるもの多く、現在種実年額十萬貫に達せざる惨状なり、然るに木蠨は東洋の特産にして我国の重要輸出品たるのみならず、其の用途は灯用のみならず、各種工業用途や、化粧料その他文具、沢磨防銹用としてその需要の前途洋々たるものあるを以て、之が改良、増殖の急務にして農林省並本県も補助政策を以て改良増殖を図りつつあり、葡萄櫨は従来櫨品種中に最も優良種にして近年名声を博せる昭和福櫨に亞くものと認めらる、現在においても尚各県に増殖せられつつあるものなるも此が県下那賀郡志賀野村において旧政末期に発見せられ、その後明治二十年前後を期して県内は勿論県外各地九州本場に普及し、名声を博せるは斯界における本県の誇りとなすに足るべし。今、葡萄櫨普及の経由に就きて見るにその原木は前記那賀郡志賀野村松瀬の吉瀬家所有の山林に明治維新前三十年頃（天保年間）自然に生育したりしもの如し、その頃吉瀬家の当主、勇三氏若年の頃にして、その櫨種実大

になるを奇とし当時櫨樹の栽培、稍衰退せる折柄なるに不拘努めて之を保護し置きたるも進んで増殖に努めたる事実なし。

註 現在の当主は吉瀬善次郎氏は勇三氏の孫に当りその母にして勇三氏の女（明治元年生）はその頃の事情の聞伝へを語りつ曰く

「勇三氏（明治六年六十に一歳にて死亡）の若年の頃家敷近くの山辺の一本の櫨天生せるを発見したり、多分鳥類の運びたる種子の発芽せるものならんもそのを実は普通の櫨と異りて頗る大なるものなるし以て他の櫨は多く切りたるに不拘特に保護し、間もなく道敷となれるを以て之を現在の上に移植したり」その後嘉永五年に那賀郡野の樋下村（今の下神野村樋下）に大西健之助なるものありて櫨樹栽培に心ありしを以て所用の為前記松瀬に至りて、優良櫨あるを知り之が接穂を取りて初めて在来櫨に接木をなせり

註 勇三氏の女の語る所によれば大西家は元、松瀬にありて、樋下に移住したるものにして同家の墓は今尚松瀬にあるものあり、かかる縁由により同地に行く機会ありて優良櫨のあるを知り彼は自家に相当の櫨樹畑を有したるため、之を自家櫨畑の接木を企図したるなり尚現在大西健之助の次男に当るもの坂口光之助、猿川村松ヶ峰にあり之に就きて聞くも略同様の事実を述べたり。

此事実に関して「和歌山県農事調査書」によれば「嘉永五子年那賀郡野上樋下村に大西健之助なるものあり同人の所有山畑において普通櫨樹と異りて葉の稍大なる一種天然に生したるものを発見し之を奇とし試みに自ら之を培養せしに」云々とある同人の所有山畑において採りしことは本調査の届かざるものみにして地方の古老の言を綜合すれば明らかにしてやはり吉瀬家の所有地に未生せるものより取りたるものなし

唯同氏が初めて之を接木し増殖普及の緒を開きたるは疑を容れざる所なり。その後の経過に付き農事調査書の記する所によれば「その後五年にして安政

三辰年初めて五房の実を結びけるがその房長く子実最も大きく登熟の季節に及へば外皮に薄黒色を帯びて白粉付着し極めて美麗なるを見て茲に奇異の思を興し爾來培養怠らざりしが年々豊熟に雌雄なく歳々收穫を増加せしと雖も僅かに一樹の結実、脂油の多寡品質の良否を試験するに由なく空しく歳月を経過せしが同郡神野市場村（今の下神野村に属す）森田忠兵衛なるものあり常に農事に志厚き者なりければ此事を聞き該樹の栽培及蠟分の多寡と品質の良否とを試みんとし去る万延元年所有山凡三反歩を開墾し文久元西年はに台苗二百余本を植付け（註一）同三亥年大西健之助に凶り該樹の枝を要め漸次接木せしが三年の後慶応元丑年初めて実を結び翌寅年の收穫漸く八貫目を得たりしがその形状恰かも葡萄に類似せしを以て兩人等相謀り之を葡萄櫨の名称を命じたりといふ爾來培養に力を尽し慶応三年十五貫目明治元年三十貫目明治五年に百五十貫明治十年には終に五百貫目の多きを得るに至りしかは茲に至り忠兵衛等蠟油の搾取を試みけるに（註二）子実十貫目に付生蠟二貫七百目乃至二貫九百目の多きあり、加ふるに該蠟は白色にして少しく青色を帯び光線極めて美麗にして普通の蠟に超絶する事非常なりければ之を価に試みしに普通の種類より一倍余の貴価を見るに至りしかば甲聞き乙伝へ此種の貴重なる事忽ち近隣の普く知る所とはなりき

註一、下神野村神野市場の南側山腹に森田忠兵衛の初めて植栽せる櫨畑ありしも現在桑畑その他に改変せられ僅か二三十本の老櫨樹あるに止まり、之等は明治末期より大正にかけて伐除せるものにして今尚点々切株存在しその大なるものは五尺に達す、土壤稍粘質層源大なり

註二、搾蠟の試験は其頃の北野上村孟子の蠟屋「廣伊」（廣田伊助）にてなせりと伝へらる、

明治十年以降となりては葡萄櫨の優良なること各地に知られたる結果接穂種

実註文多く県内は勿論県外四国九州よりの註文もあり、福岡県の古賀某に数万本の接穂に送付したりと云ふ（註）

註、森田家の当主の語る所によれば、その頃年々五百円余の売上をなし（その頃夫賃八錢位なりしと云ふ）利する所大なりしを以て自ら櫨実を携へて中国四国地方を巡礼し之を配布したりと云ふ。

尚葡萄櫨増殖普及に貢献したるものとして今の海草郡巽村阪井の蠟屋山本直次郎氏を漏記するを得ず、彼も亦之が普及を企て、自らの商才を利用して県内は勿論広く全国に之が宣伝をなすに努め自ら大日本櫨種改良首唱者と称して当時の新聞雑誌に広告する外（その頃の東京市麻布学農社雑誌局出版の農業雑誌三四七号、三六七号に広告せるものを同家に今尚蔵せり）諸官庁各地当業者に直接書面を送る等により同種の優良にして栽培の有利なるを宣伝したる結果遂に全国に県下葡萄櫨あるを知られ特に明治十八年以後数年間各地方諸官庁当業者よりの註文照会殺倒し種子穂木苗木を乞ふもの多く北は青森県（例えば弘前市山下町工藤儀助外盛農舎）より南は鹿児島県（例えば大隅国肝属郡中名村百躍喜一郎）に至る迄各県余す所なく、現在註文状保蔵せらるるものみにても千通に達し而も一々註文書を検するに各地当業者再拜九拜以て種子苗木、穂木の分譲を依頼せるを見れば如何に當時斯業に熱心にして且宣傳官敷を得たるかを窺知するに足るべし、尚千里を遠しとせず態々来り観察したるもの少なしとせず

比処に於て山本氏は特に栽培の盛なる福岡県に於ては鞍手郡に栗田四郎なるものを拡張出張員に命じ当地方の苗木種子の販売並に栽培指導に当らしむ（註）

註 一方山本氏は自らも相当利する所あり之れ所有者にして発見者吉瀬勇三氏に負ふもの多きを感じ明治二十二年十月石工に命じて勇三氏夫妻の墓碑を刻

せしめ謝恩の一端とし又金一封（拾円なりしと聞く）を祭糝料として同家に与へ氏の霊を弔はしむ、氏の碑は初め原木櫨の根際に建てたりしが大正七年付近の同家墓地に移せりその頃山本氏の使用せる専用の封筒の裏面は次の如き興味あるものなり

大日本帝国 和歌山県 山本直次郎

櫨種改良 紀伊国名草郡巽村阪井

首唱者 六百七拾九番地 戸主

明治 年 月 日午前 時 分

寒暖計 度 但 本日 午後 時 分 投函

斯くして大西、森田、山本氏等の努力の外多数地方篤農家（有田郡岩倉村今井翁有田郡箕島町田中善兵衛等）の努力により県の内外を問はず各地に普及したり

更に当時かかる有様なれば志賀野村の原木に就ても各地より穂木を乞ふもの多く為に今尚生育不良にして梢殺著しきを見る、その根元周囲は四尺高さ十八尺地上二尺の所より四枝に分かれ夫々枝周一尺四寸、二尺、二尺七寸の枝あり、原木は竹及棕栢の叢林縁にありて樹勢衰へ枝梢甚だ疎にして之が光輝ある葡萄櫨原木としては訪ふものをして聊か寂寥の感を起さしむ

③『和歌山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』一三一 P79-82.
天然記念物

一 葡萄櫨ノ原木

委員 勝田良太郎 報告

一 所在地 那賀郡志賀野村大字松瀬字北峯三三一番地
一 地目 山林
一 地積 一畝歩
一 所有者 那賀郡志賀野村大字松瀬三三六番地 吉瀬善次郎
一 説明 当原木ハ今ヲ去ル約百年前天保年間前記那賀郡志賀野村松瀬ノ吉瀬家所有山林ニ自生シタルモノノ如シ。其ノ頃当家ノ主人ヲ勇三ト云ヒ未ダ若年ノ頃ナリシガ其ノ櫨種実大ナルヲ奇トシ当時櫨樹ノ栽培ハ稍衰微セル折柄ナルニモ拘ラズ努メテ之ヲ保護シタリト云フ。現当主吉瀬善次郎氏ハ勇三氏ノ孫ニ当リ其ノ母（即チ勇三氏ノ女ニシテ明治元年生）ハ当時ノ事情ヲ聞伝ヘ二聞キタリトテ其ノ語ル処ニ依レバ勇三氏（明治六年六十一歳ニテ死亡）ガ未ダ若年ノ頃屋敷近クノ山辺ニ一本ノ櫨樹自生セルヲ発見シタリ、多分鳥類ノ運ビ来リタル種子ヨリ発芽セルモノナラン、其ノ実ハ普通ノ櫨ト異ニシテ頗ル大ナリシカバ、他ノ櫨樹ハ多ク伐採シタルモ当樹ノミハ特ニ保護ヲ加ヘ間モナク樹ノ所在地ハ道敷トナリタルヲ以テ之ヲ現在ノ処ヘ移植シタリト云フ。其ノ後嘉永五年那賀郡下神野村樋下ニ大西健之助ナルモノアリ、櫨ノ栽培ニ意ヲ用ヒ所用ノタメ前記松瀬ニ来リテ優良櫨アルヲ知り此レガ接穂ヲ持チ歸リ初メテ在来櫨ニ接木ヲナシタリト。而シテ其ノ後ノ経過ニツキ本県農事調査書ノ記ス所ニ依レバ（中略）。

ナホ葡萄櫨ノ増殖普及ニ貢献シタル篤志家トシテ海草郡巽村阪井ノ蠟家山本直次郎氏ヲ挙ゲザルヲ得ズ、氏モ亦此レガ普及ヲ企テ自ラ商才ヲ利用シテ県内ハ勿論廣ク全国的ニ此レガ宣伝ニ努メ自ラ大日本櫨種改良首唱者ト称シテ当時ノ新聞雑誌ニ広告スル外諸官庁各地当業者ニ直接書面ヲ送ル等ニヨリ同種ノ優良

ニシテ栽培ノ有利ナルコトヲ宣伝シタル結果遂ニ本県ノ葡萄櫨ハ全国ニ知ラレ明治十八年以後数年間各地方諸官庁当業者ヨリノ注文殺到シ種子穂木苗木ヲ乞フモノ甚ダ多ク北ハ青森県ヨリ南ハ鹿児島県ニ至ルマデ各府県余ス所ナク現在注文状ノ保存セラルルモノノミニテモ千通ニ上リ而カモ一々注文書ヲ検スルニ辞ヲ卑フシ礼ヲ厚フシテ種子苗木穂木ノ分譲ヲ依頼セルハ如何ニ當時葡萄櫨ガ重要視セラレタルカヲ窺知スルニ足ラン、此ニ於テ山本氏ハ特ニ栽培ノ盛ナル福岡県鞍手郡へ栗田四郎ヲ拡張出張員ニ命ジ苗木種子ノ販売並ニ栽培指導ニ当ラシメタリ。

此ル有様ナレバ当報告ノ主体タル志賀野村ノ原木モ各地ヨリ穂木ヲ乞フモノ多ク為メニ当樹ノ生育ヲ害シタルコト著シク今ハ樹勢不良ニシテ梢枯著シキヲ見ル、樹ノ大サハ其ノ根元ニ於テ幹周四尺高サ十八尺、地上二尺ノ処ヨリ四枝ニ分レ夫々枝周一尺四寸、二尺、一尺七寸、二尺七寸アリ竹及ビ棕櫚ノ叢林中ニ老躯ヲ横タヘ樹勢振ハズ枝梢甚ダ疎ニシテ此レガ光輝アル葡萄櫨ノ原木ナルカト訪フ者ヲシテ転々寂寥ノ感ヲ起サシム

(以上吉瀬善次郎氏提出ノ指定申請書並ニ添付ノ木国山林時報ニ依ル)